

札幌社保協 FAXニュース

2009年 6月4日(木)
社保協事務局 発行
TEL823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

札幌社保協総会
は6/25です

くらしといのちを守る 北区社保協が生活相談の学習会

北区社保協は6/1の役員会の前に公開学習会を開催し、構成団体から26人が参加しました。

道生連の細川久美子副会長が、「生活相談を受けるために一生活保護編」として、生活保護の仕組みと制度の活用を中心に話しました。細川さんは「人間が人間らしく生きるためには憲法が保障した生存権を大事にし、制度があろうとなかろうと生きる方策は必ずある、ない制度は作らせる」ことを強調しました。

北区社保協は、6月24日(水)13時～16時に北区民センター3階で、「国保などの相談会」を開催することにしています。



国保料の減免、分割納付を預貯金理由に認めない ＝西区社保協が区と交渉＝

【例1】Aさんは定年退職後年金収入のみになって、前年所得より2割以上の減であるため保険料の減免申請をしましたが、退職金などの預貯金があるからと、認められませんでした。

区側の回答は「生活が著しく困窮し、かつ資力が近い将来回復する見込みがないため、保険料を納付することが困難」ではない、と判断したものです。しかし、減免の要綱には預貯金の条件はなく、Aさんは年金が極めて低いため、生活補填のために貯めていたにすぎません。

【例2】Bさん(女性)は高3の息子さんと2人暮らし、パートで年133万円＋児童扶養手当の収入です。国保料の滞納があり、分割納付を申請しましたが、預貯金があるからと認められませんでした。

Bさんは息子さんの大学進学費用にと、楽ではない生活の中からコツコツと貯めていたのですが、それがあから「納付困難」ではないとされたのです。

この交渉の席では「資格証の人が病院にかかりたいと来ても、預貯金があれば保険証を渡さないのか」と質問すると、「まずは1カ月の短期保険証を出し、受診してもらい、後日相談する」と答えました。

住民負担増に対抗する 学習決起集会

6月9日(火) 14:00～16:00
菊水ビル4階大会議室

主催：札幌社保協、国保・介護
110番連絡会

もうやめようよ！障がい者 自立支援法・大学学習会

6月6日(土) 13:30～15:30
札幌市身体障害者福祉センター
地下鉄二四軒駅近くです
講師：白沢 仁 障全協事務局長

社会保障の連続改悪は許さない！ －豊平区社保協が総会－

5月30日豊平区社保協総会が勤医協月寒医院で35名の参加で開催されました。

一部は、三浦誠一道生活と健康を守る会会長による「生存権裁判の意味するもの」と題した記念講演が行なわれました。異常な社会保障費削減政策の下、働いても働いていなくても厳しい母子世帯の現状をリアルに報告してくれました。この運動は、裁判傍聴や世論への働きかけなど多くの人々の支援が重要と訴えました。

二部の総会は、各構成団体から報告がありました。新婦人のチラシを見た女性がSOSネットに繋がった。持ち金5円で守る会の生活相談に来た青年など、明日をも知れない状況との闘いが生々しく報告されました。共産党の池田ゆみさんからは、「命に差はない、過去の経歴にとらわれず目の前の事態を直視して救済していきましょう」と相談経験を話されました。

